

次世代育児支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく

宮崎中央青果株式会社 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日までの5年間

2 内 容

目標1：労働者の年次有給休暇の年間取得日数を平均10日以上とする。

<対策>

- 1：令和3年4月～月初に各職員の取得状況等を把握し各部署の管理監督者へ周知する。
- 2：令和3年4月～安全衛生委員会で有給休暇の取得促進のため協議を行う。

目標2：若者のインターンシップを通じた就業機会を提供する。

<対策>

- 1：令和3年4月～夏休み期間等でインターンシップの受入れを実施する。